

IoT NET ご利用規則（2021年12月15日現在）

IoT NET ご利用規則（2021年12月15日現在）

- 第1条 規則の適用
 - 第2条 用語の定義
 - 第3条 本サービスの内容等
 - 第4条 利用契約の成立
 - 第5条 利用料金
 - 第6条 通信機器等
 - 第7条 個人情報
 - 第8条 禁止事項
 - 第9条 本サービスの利用停止
 - 第10条 本サービス提供の中断
 - 第11条 設備の修理または復旧
 - 第12条 通知
 - 第13条 サービス契約者が行う利用契約の解約
 - 第14条 当社が行う利用契約の解除
 - 第15条 利用契約の終了
 - 第16条 損害賠償の制限
 - 第17条 残存効
 - 第18条 本規則の変更
 - 第19条 本サービスの廃止
 - 第20条 免責事項
 - 第21条 契約約款の適用
 - 第22条 合意管轄
- 附則

株式会社NTTドコモ(以下「当社」といいます。)は、当社が別途定める Xi サービス契約約款(以下「契約約款」といいます。)のほか、この「IoT NET ご利用規則」(以下「本規則」といい、契約約款と本規則を併せて「本規則等」といいます。)を定め、本規則等により「IoT NET サービス」(契約約款に定める「IoT NET」をいい、以下「本サービス」といいます。)を提供します。なお、本規則は、契約約款の一部を構成します。

第1条 規則の適用

本規則等は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。本規則等の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第2条 用語の定義

本規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

項番	用語	用語の意義
(1)	Xi 契約等	契約約款に定める Xi 契約または Xi ユビキタス契約の総称をいいます。
(2)	Xi 契約者等	Xi サービス契約約款に定める Xi 契約者または Xi ユビキタス契約者の総称をいいます。
(3)	利用契約	本規則等に基づく本サービスの利用に関する契約をいいます。
(4)	Xi サービス	当社が Xi サービス契約約款に基づき提供する電気通信サービスをいいます。
(5)	回線契約	Xi サービス契約約款に基づく契約をいいます。
(6)	サービス契約者	Xi 契約者等のうち、当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
(7)	本サービスサイト	本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト < https://www.nttdocomo.co.jp/biz/service/iot_net > (当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。)をいいます。なお、本規則において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め(本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします)。も、本規則の一部を構成し、本規則の内容に含まれるものとします。

第3条 本サービスの内容等

1. 本サービスは、インターネット接続サービスを利用できる機能を提供することを内容とし、その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおりとします。
2. 本サービスの利用には、当社が本サービスを利用することができる自営端末設備として別途指定する端末が必要となります。
3. 本サービスの利用可能地域(以下「利用可能地域」といいます。)は、契約約款および当社が別途定める「WORLD WING のご利用にあたって」の定めにかかわらず日本国内とします。

第4条 利用契約の成立

1. 本サービスの利用を希望する Xi 契約者等(以下「申込者」といいます。)は、本規則等の内容に同意のうえ、当社所定の方法により、利用契約の申込みを行うものとします。なお、申込者が未成年者である場合は、利用契約の申込みについて法定代理人(親権者または未成年後見人)の事前の同意を得るものとします。

2. 当社は、申込者に対し、前項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示または提出を求める場合があります、申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
 - i 申込みの内容に不備があり、もしくはその内容が事実と反しているとき、またはそのおそれがあるとき。
 - ii 申込者が未成年者である場合は、その法定代理人(親権者または未成年後見人)の同意を得ている事実を当社が確認できないとき。
 - iii 申込者が第 5 条(利用料金)に定める利用料金その他の当社に対する債務(当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします。)の弁済を現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - iv 申込者が第 8 条(禁止事項)の定め違反するおそれがあるとき。
 - v 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除または本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき。
 - vi 申込者が本規則等に定めるサービス契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
 - vii その他、Xi 契約等の申込みを承諾しないことがある事由として契約約款に定める事由に該当するとき。
4. 利用契約は、当社が第1項に基づく申込みに対する承諾通知を申込者に行った時点で、当該申込者と当社との間において成立するものとします。

第5条 利用料金

1. 本サービスの利用に係る料金(以下「利用料金」といいます。)は、月額 200 円(税込 220 円)とします。
2. サービス契約者は、毎月の利用料金を、これに加算される消費税(地方消費税を含みます。)相当額とともに、契約約款に基づく Xi サービス(以下「Xi 料金」といいます。)と併せて支払うものとします。なお、利用料金の請求方法および支払方法については、本規則に別段の定めがある場合を除き、Xi 料金に係る契約約款の定めを準用するものとします。
3. 利用契約の成立日または終了日が月の途中の場合における、それぞれの月の利用料金は、日割計算によって得た額とします。
4. サービス契約者は、利用料金その他の当社に対する債務(延滞利息を除きます。)についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として第 2 項に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しません。
5. 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
6. Xi 契約等を締結しているサービス契約者は、当社が利用料金その他のサービス契約者に対

する債権を当社が指定する第三者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。

7. 本サービスと当社が別途定める提供条件書「LPWA プラン」に規定する「LPWA プラン S」または「LPWA プラン SS」のいずれかを重畳契約した場合、本サービスの利用料金を 100 円(税込 110 円)/月を減額します。なお、料金の計算方法については契約約款の規定を適用します。

第6条 通信機器等

1. サービス契約者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、電気通信回線その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、設定等を、自己の費用と責任において行うものとします。
2. 当社は、サービス契約者が本サービスの利用にあたって使用する通信機器、ソフトウェア、電気通信回線およびこれらに付随して必要となる機器との互換性を確保するため、当社の設備もしくはソフトウェアを改造、変更もしくは追加し、または本サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

第7条 個人情報

当社は、本サービスの提供にあたり申込者およびサービス契約者から取得する個人情報の取り扱いについて、別途「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

第8条 禁止事項

1. サービス契約者は、本サービスの利用にあたって、契約約款に基づき Xi 契約者等に課せられる義務に違反する行為またはそのおそれのある行為のほか、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - i 当社もしくは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - ii 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - iii 当社もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為またはそれらのおそれのある行為
 - iv 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為またはそのおそれのある行為
 - v サーバへの不正なアクセスなど、本サービスの運営を妨げる行為
 - vi コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
 - vii 本サービスを利用可能地域以外の地域で利用する行為
 - viii その他法令または公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
 - ix その他当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、サービス契約者が前項各号の規定の一にでも該当したことにより当社が損害を被ったときは、その損害賠償を請求することができるものとします。

第9条 本サービスの利用停止

1. 当社は、サービス契約者が次の各号に該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。
 - i 第8条(禁止事項について)の定め違反したとき
 - ii 本サービスの契約時に虚偽の申告をしたとき
 - iii 前各号のほか、本規則等に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき
 - iv その他当社が不適切と判断したとき
2. サービス契約者は、前項各号の一に定める事由により本サービスの利用停止があった場合であっても、契約約款の定めに従い当社に対して負担する債務(通信料の支払債務を含みますが、これに限られません)を履行するものとします。

第10条 本サービス提供の中断

1. 当社は、次の場合には、本サービスの全部または一部の中断を行うことができるものとします。この場合において、当社は、当社が適当と判断する方法で事前にサービス契約者にその旨を通知または本サービスサイト上に掲示するものとします。ただし、緊急の場合またはやむを得ない事情により通知できない場合は、この限りではありません。
 - i 当社の設備またはサービスの障害による場合
 - ii 当社の設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - iii 通信のふくそう等のため、契約約款の規定に基づき、通信の利用を制限する場合
 - iv 接続事業者およびアプリケーション提供元の都合による場合
 - v その他技術上または当社の業務の遂行上やむを得ない場合
2. 前項に定める本サービスの全部または一部の中断によって生じたサービス契約者の損害に対する当社の責任は、契約約款の規定のとおりとします。

第11条 設備の修理または復旧

本サービスの利用中に、サービス契約者が当社の設備またはサービスに異常を発見したときは、サービス契約者はサービス契約者自身の設備等に故障がないことを確認のうえ、当社に修理または復旧の請求をするものとします。

第12条 通知

1. 当社は、本サービスに関するサービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - i サービス契約者が契約約款に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付

先等への郵送による通知

ii その他当社が適当と判断する方法

2. 前項各号に掲げる方法によるサービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
3. 当社は、第1項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者に対する通知に替えることができます。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知がサービス契約者に対してなされたものとみなします。

第13条 サービス契約者が行う利用契約の解約

サービス契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に申し出ることにより、利用契約を解約することができるものとします。この場合、当社が、解約手続きが完了した旨をサービス契約者に通知した時点で利用契約は終了するものとします。

第14条 当社が行う利用契約の解除

当社は、契約約款に定める場合のほか、サービス契約者が第8条(禁止事項)に違反したと当社が判断したときは、利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

第15条 利用契約の終了

1. サービス契約者と当社との間の本サービスに係る Xi 契約等が終了した場合または本サービスが廃止された場合は、当該終了または廃止の時点をもって利用契約も自動的に終了するものとします。
2. 利用契約が解約その他の事由により終了した場合、終了時点以降は、本サービスをご利用いただくことはできません。なお、その後に再度利用契約を締結された場合であっても、終了時点以前に利用されていた際の本サービスの設定情報等は新たな利用契約には引き継がれません。

第16条 損害賠償の制限

1. 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合の当社が負う損害賠償責任の範囲等は、契約約款に定めるところに従います。
2. 当社の故意または重大な過失によりサービス契約者に損害を与えた場合は、前項その他本規則において当社を免責する規定は適用しません。

第17条 残存効

利用契約が終了した後も、第5条(利用料金)、第7条(個人情報)、第16条(損害賠償の制限)および第21条(契約約款の適用)の定めは、なお有効に存続するものとします。

第18条 本規則の変更

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス契約者へ当社が適切と判断した方法により公表または周知することにより、本規則の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更日以降は変更後の本規則が適用されます。

- i 本規則の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき。
- ii 本規則の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第19条 本サービスの廃止

1. 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、サービス契約者に対してその旨を周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとします。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部を廃止するときは、廃止の期日等をサービス契約者へ通知します。
3. 当社は、前項の定めに基づき本サービスの全部または一部を廃止したことによりサービス契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第20条 免責事項

1. 電波状態等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損または滅失した場合であっても、当社は責任を負わないものとします。また、サービス契約者と第三者との間に紛議等が発生した場合は、サービス契約者と第三者との間で解決するものとし、サービス契約者は当社に対して何らの苦情の申立て等を行わないものとします。
2. 当社は、サービス契約者が本サービスを通じて収集した情報等およびメールその他のデータの保存、毀損、消失についていかなる保証も行いません。
3. サービス契約者が端末または当社 UIM カード(当社 nanoUIM カード、当社 miniUIM カードを含みます。)を変更した場合等に、端末に取り込んだ情報等の利用が制限される場合があります。
4. 当社および当社が指定する認証機関は、サービス契約者に対し Secure Sockets Layer 通信(以下「SSL 通信」といいます。)の安全性に関して何ら保証を行うものではなく、サービス契約者は、自身の判断と責任において SSL 通信を利用するものとします。
5. 当社が本サービスに関してサービス契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限り、かつその額は本サービスに関わる利用料金の1か月分に相当する金額を上限とするものとします。ただし、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではなく、また、契約約款に定める場合については契約約款の定めに従います。

第21条 契約約款の適用

本サービスの利用に関し、本規則に定めのない事項については、契約約款の定めが適用されるものとします。

第22条 合意管轄

サービス契約者と当社の間で本サービスまたは本規則に関連して紛争等が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規則は、2021年12月15日から実施します。

株式会社 NTT ドコモ
2021年12月15日制定